

平成24年4月号

e~ろうむ.net
(いい労働)

連絡先：〒160-0023
東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301
社会保険労務士事務所NKサポート
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503
e-mail：info@e-606.net

参議院本会議で、失業手当の給付日数を延長する暫定措置を2013年度末まで延長する「改正雇用保険法」が成立した。厳しい雇用環境を踏まえ、特に就職が困難な地域の求職者らへの失業手当の給付日数を最大60日間増やす内容。

●改正労働者派遣法が成立（3月29日）

派遣労働者の保護を目的とする「改正労働者派遣法」が成立した。派遣元企業に手数料割合の公開を義務付けることなどが柱で、グループ内企業派遣の8割以下への規制、離職後1年以内に再び派遣労働者として受け入れることの禁止、30日以内の短期派遣の禁止、違法派遣の場合の「みなし雇用制度」の導入などが盛り込まれている。

4月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

- 10日
○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]
- 15日
○給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出<4月1日現在> [市区町村]
- 30日
○固定資産税<都市計画税>の納付<第1期分>
[郵便局または銀行]
○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月~3月分> [労働基準監督署]
○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

当事務所より一言

雇用調整助成金等、雇用の継続に力を入れた際に申請可能な助成金については、当事務所でも情報提供から無料診断、申請代行まで受け付けております。お気軽にご相談ください。

学生が考える「社会人に関する意識」

◆1,200名以上が回答

レジェンダ・コーポレーション株式会社では、2012年4月入社を希望する新卒の大学生・大学院生を対象として、「社会人に関する意識調査」（調査対象者16,440名のうち1,227名が回答）を実施し、その結果が発表されました。

◆早く社会人になりたい？ まだ学生でいたい？

まず、「現在の気持ち」について尋ねたところ、「早く社会人になりたい」と回答した人の割合は、男性41.3%、女性24.0%で、男性が女性よりも17.3ポイント高い結果となりました。一方、「もっと学生でいたい」と回答した割合は男性32.3%、女性49.5%でした。

◆女性のほうが、不安が大きい

社会人になるに際して、期待が大きいと回答した人の割合は、男性が57.0%、女性が40.8%でした。一方、「不安が大きい」と回答した人の割合は、男性が43.0%、女性が59.2%でした。男性よりも女性のほうが、不安が大きいようです。

次に、社会人になってやってみたいこととしては、「海外を飛び回りたい」「広い視野を持ちたい」等の回答が多く挙げられました。不安なこととしては、「仕事ができるようになるか不安」「人間関係が上手に築けるか」等の回答が多く挙げられました。

「雇用調整助成金」「中小企業緊急雇用安定助成金」の新特例

◆新特例の概要

震災後において徐々に生産量などが回復していた場合でも、震災前と比較すると依然として「10%以上」低い水準の場合には、本助成金を利用することができます。

◆特例対象事業主

- (1) 被災地事業主
青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主です。
- (2) 被災地関連事業主
上記(1)の事業所と一定規模以上（助成金を受けようとする事業主の総事業量の3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主です。
- (3) 2次下請等事業主
上記(2)の事業主と一定規模以上（助成金を受けようとする事業主の総事業量の2分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主です。

◆特例の具体的内容

生産量または売上高の減少の確認について、最近3カ月の平均値と、(1)その直前の3カ月、または(2)前年同期との比較に加えて、(3)前々年同期との比較も可能です。これらは、平成24年3月11日から平成25年3月10日までに特例の利用を開始する場合に適用されます。

◆その他の注意点

なお、震災の影響を受けた事業主などへの特例のうち、生産量または売上高の確認期間を「最近3カ月」から「最近1カ月」とする特例措置は、平成24年3月10日で終了しました。ただし、円高の影響を受けている事業主は、生産量などの確認期間を「最近3カ月」から「最近1カ月」とする特例を引き続き利用することができます。

□■ 最近の動き □■□■□■□■□■

●改正雇用保険法が成立（3月29日）